

議案5の(1)

## 2024年度 研究活動の基調(案)

### 人権教育は権利であり、希望です

#### ●はじめに

##### 1. 人権に関する国内外の動き

近年、国内外を問わず、環境問題をはじめ、平和、貧困、自然災害など、人類社会の存在が危ぶまれています。また、性的マイノリティに対する偏見や差別をはじめ、児童虐待、感染症、ヤングケアラーなどの人権問題が起こっています。国外では、ウクライナでの戦争、イスラエルによるガザ地区侵攻が続き、多くの命が失われています。即時停戦と和平への働きかけが行われていますが、先が見通せない状況です。一度戦争が始まると終わりの見えない状況になることを、私たちは今まで目の当たりにしています。戦争は弱い立場の人々により深刻な状況を生みます。ガザ地区では、1万2千人を超える子どもたちの命が奪われ、飢餓状態は日々深刻さを増しています。国際的な人権問題は、他にも民族対立や少数民族への弾圧、宗教的な理由による女性の権利の抑圧、貧困問題、環境破壊など、様々な人権問題が惹起しています。そうした状況を解決するための一つに、2030年を目標にSDGsの取組が進められています。

今年は、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」が日本で批准されて30周年を迎えました。その精神は、「子どもを一人の人間として、また、権利の主体者としてみなす」ことです。昨年、「子ども基本法」が施行され、「子ども家庭庁」が設置されました。そして、「子どもまんなか社会」をめざすために、「子ども大綱」が策定されました。「子どもの権利条約」批准から30周年が経過して、ようやくその理念の本格的な具体化が図られました。

2016年に人権3法が制定されました。人権3法とは、「部落差別解消法」「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」を言います。当初は、これらの法律と同時期に「LGBT法」の制定も期待されていました。しかし、国会論議が進まず、昨年「LGBT理解増進法」として制定されました。法文は、様々な課題を有していますが、性的マイノリティの児童生徒への無理解・偏見等をなくすためには、まずは教職員の理解促進が図られなくてはなりません。

先に示した「子ども大綱」は、「貧困、虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、不登校、障害・医療的ケア、非行などを始めとする困難な状況に置かれた子ども・若者や、ヤングケアラー、社会的養護の下で暮らす子ども、社会的養護経験者(いわゆるケアリーバー)、宗教二世、外国人の子どもなど、様々な状況にあって声を聴かれにくい子どもや若者、乳幼児を含む低年齢の子ども、意見を表明することへの意欲や関心が必ずしも高くない子ども・若者も自らの意見を持ち、それを表明することができるという認識の下、言語化された意見だけでなく様々な形で発する思いや願いについて汲み取るための十分な配慮を行う」必要性を謳っています。人権教育は、長年「生活つづり方」「自主活動」「進路保障」などの取組を通して、子どもの意見表明を尊重し、真摯に向き合うことで、子どもたちの自己実現につなげてきました。「子ども大綱」に示された施策に先んじて取り組んできました。

しかし、現実には児童虐待の相談件数が全国で約22万人、不登校児童生徒数は約29万人を数え、年々増加しています。また、ヤングケアラーの問題は、多くが家族関係ということから実態が明らかになってしまいません。児童虐待も表出していない場合もあるのと同様に、子どもたちのくらしぶりを把握する一方、子ども自

身が自らのおかれた立場に気づき、意見表明できる力を育むことが求められます。

不登校児童生徒数の増加には、コロナ禍の影響や、2016年成立した「義務教育の段階における普通教育に相当する機会の確保等に関する法律」以来、学校が唯一の選択肢ではないという意識が広まったことも影響していると言われています。義務教育段階での教育の機会の確保が進められている一方で、中学校卒業後の取組が課題となっています。

高等学校の教育無償化は、奈良県においては一部所得制限がありますが、大きく前進しています。人権教育は、かねてより高校奨学金制度の確立と拡充に取り組んできました。一方で、奨学金の返還問題も課題となっていました。この無償化が、子どもたちの進路選択をひろげられるように、引き続き進路保障に取り組むことが求められます。

### 3. 人権教育の20年後を展望

昨年度、奈人教は「奈良県人権教育研究会機構改革検討委員会」を設置して、同委員会から答申を受けました。答申は、3つの諮問に対する審議内容がまとめられています。その中で、「奈良県の人権教育の現状と課題及び今後の展望に関すること」の項に、「第三世代の人権への実践研究」について述べられています。  
※

第三世代の人権としては、「持続可能な発展の権利」「平和の権利」「健康的な環境の権利」「人類の共同遺産を開発する権利」「様々な社会や民族の集合体の権利」などの人権概念が生まれたのです。こうした権利の確立のために現在取り組まれているのが、SDGs(持続可能な開発目標)です。

ESD(持続可能な開発のための教育)では、「人の行動に変革をもたらすものは何か」で次のように述べています。「『何が正しいのか』という感覚を養うことが大切で、『これが正しいのか』と感じたら、次の段階で検討することで概念的知識が養われる。感性と理念が螺旋階段を上るように高まっていく」ということです。

ESDの目標として、「持続可能な社会づくりを構成する6つの概念」と「持続可能な社会づくりのための課題解決に必要な7つの能力・態度」が挙げられています。

#### 6つの概念

- |              |                |
|--------------|----------------|
| ①多様性(いろいろある) | ②相互性(関わりあっている) |
| ③有限性(限りがある)  | ④公平性(一人一人大切に)  |
| ⑤連携性(力合わせて)  | ⑥責任制(責任を持って)   |

#### 7つの能力・態度

- |               |                  |
|---------------|------------------|
| ①批判的に考える力     | ②未来像を予測して計画を立てる力 |
| ③多面的・総合的に考える力 | ④コミュニケーションを行う力   |
| ⑤他者と協力する力     | ⑥つながりを尊重する態度     |
| ⑦進んで参加する態度    |                  |

このような理念は、これまで奈人教が提起してきたことと重なりますし、学習指導要領にも反映されています。これらの視点に学びながら、実践的研究を進めたいと思います。

※第三世代の人権は、第一世代(主に自由権)と第二世代(主に社会権)の人権を実現する上で必要になる人権として、20世紀後半から開発途上国などから提案され、生まれたものです。

**研究課題****差別の現実に深く学び、くらしを高め、  
豊かな未来を保障する人権教育を創造しよう**

～すべての子どもたちの人権意識を高め、部落問題をはじめ  
様々な人権問題の解決をめざす意欲と実践力を育てよう～

**実践課題 1****人権教育の豊かな内容創造と学習活動を展開しよう****[1] 私たちの人権感覚を研ぎ澄まそう**

「差別の現実に深く学ぶ」

ことから

1950年代前半、県内の小学校では1.56%、中学校で5.34%の子どもたちが長期欠席として報告されています。ところが、被差別部落の長期欠席をみると、小学校は7.7%、中学校では35.0%という極めて高い数値が示されています。こうした状況の中、「今日も机にあの子がない」と胸を痛め、居ても立っても居られず、その子たちの家に足しげく通った私たちの先達がいました。数少ないそうした教員は、やがて家庭訪問を通して子どもや家族の厳しい生活の実態を知り、その背景にある部落差別の存在に気づいていきます。そして、部落の子どもたちに集中している長期欠席・不就学の問題は、「厳しい部落差別の現実」によるものであることを明らかにしたのです。奈良県における同和教育は、部落の子どもたちの教育を保障する取組から始められました。

「差別の現実に深く学ぶ」この言葉は、同和教育の取組の中で継承・発展されてきた原則です。それは、「差別を観念的にとらえるのではなく、生活の中にとらえること」「厳しい差別の影響を被っている子どもを中心に入れること」「厳しい生活や現実があったとしても、それを真っ直ぐにみつめ立ち上がるバネにしていくこと」です。それは、保護者の仕事やくらしを真正面に取り上げ、日記や生活をつづる学習、一人一人の子どものつぶやきなど、子どもの生活をまるごと抱え込んだ、粘り強い取組を意味します。

今まで人が担っていた仕事をAIが担うことにより、人と人との関わりが希薄になっていくことが予想されます。しかし、どんなに時代が変わっても、私たちはいつも「課題を抱えている子どもの気持ちをわかろうとする存在」でありたいと思っています。そして、子どもたちが抱える課題の背景にある「差別の現実」を探していくことが大切です。先達の歩んできた道をたどりつつ、「差別の現実に深く学ぶ」とは「子どもたちの思い・願いに寄り添うことから取組を始める」ことであると確認し、私たち自身のありようを常に振り返りたいものです。

**[2] 人権感覚や人権意識の基礎となる力を育もう**

I. 自分を大切な存在として

認められるように

自尊感情は、自分をかけがえのない存在として認めることなど、他者との比較ではなく、ありのままの自分自身についての評価の感情です。自分自身のことをまるごと受け容れ、大切な存在であると感じられることが、他者を尊重する態度につながります。ところが、競争社会の中で学習から逃避せざるを得なかったり、厳しい生活背景を背負っていたりする子どもたちは自尊感情が低い傾向にあります。また、ネグレクトなどの虐待を受けている子どもたちも、自分自身を大切に思えない傾向にあります。

このような子どもたちに対して、集団の中でも成功体験を積み上げ自信につなげていくなど、日常から子どもたち一人一人が自分の思いを出せる環境づくりが大切です。他者と競争するだけでなく、認め合い協力する体験を重ねることで自尊感情が高まっていきます。子どもたちがそのような「空気」に包まれているかを点検してみてください。自分がかけがえのない存在であることに気づき、ありのままの自分を大切に思える子どもたちを育んでいきましょう。

**II. 人とつながる力を育もう**

子どもたちは、たくさんの「聴いてほしいこと」をもっています。人に聴いてもらうことで安心し、居心地がよくなり、今度は人の話を聴くという心のゆとりがでてきます。そのような機会をつくっていくために、ペアやグループによる「学び合い」の活動を積極的に取り入れていきましょう。いわゆる「できる子」だけが活躍する学習ではなく、すべての子どもが「聴き(訊き)合い」「学び合う」学習が必要です。子どもたちの日常に、コミュニケーション力が高まる活動を積極的に取り入れ、人とのかかわり合いの中で「人とつながる力」を育んでいきましょう。

**[3] 人権についての学習を確かなものに****I. 生き方に結びついた****部落問題学習を展開しよう**

同和教育の取組が始まり、長久・不就学の状態にあった部落の子どもたちが登校し始めたとき、そこに待っていたのは周りの人たちによる厳しい差別でした。せっかく学校に来たのにくやしい思いをし、周りの子と衝突してしまう子や、再び学校に来られなくなった子もいました。この現実から、差別・被差別の関係を超えるために部落問題学習の取組が始められました。以後、半世紀を超える地道な取組は一定の成果をもたらし、「部落差別は許されないことだ」という共通の認識が広く行きわたるようになりました。また、行政による様々な施策により、部落を取り巻く住環境なども改善されました。

しかし、部落差別事象は、依然として毎年数多く報告され、とりわけインターネット上での差別的な内容の投稿が後を絶ちません。2002年に「地対財特法」が失効して以来、部落差別の撤廃に向けた取組は一般施策の中で行われているものの、未だすべての人が「部落差別を許さない」とする人権意識には至っていません。そのような状況の中、2016年に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。それを受け、奈良県でも2019年に「奈良県部落差別の解消の推進に関する条例」が施行されました。行政が現在にも部落差別があることを認めたとともに、部落差別を解消するために必要な教育及び啓発を行うよう示しました。すべての子どもたちが部落問題に向き合えるように、私たち教職員も学習や研修を重ね正しい知識を積み上げましょう。

部落問題学習を展開するにあたっては、単に知識の伝達で終わらせてはなりません。部落差別の不当性に心を痛めた人たちが人間の尊厳を取り戻すためにどのような取組をしてきたのかを知ること、他人事ではなく自分事として考えられるようにすることが求められます。そして、「差別は許されないこと」で終わる学びから、「人はなぜ差別するのか」を問い合わせ続ける学びに発展させるために、「探求と協働」の学習活動を創造しましょう。

**II. 個別的な視点からの****アプローチ****～多様な人権学習の展開を～**

同和教育は、「差別の現実に深く学ぶ」実践に取り組む中で、「障害者」問題や在日外国人問題といった個別の課題から、反戦平和、ジェンダー、環境問題などといった視点へ広がり、人権教育へと発展してきました。これまでの取組の広がりが、「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ対策法」「部落差別解消推進法」「義務教育機会確保法」の施行につながりました。時代の推移とともに、新たな人権問題に対応する取組も求められています。個別的な視点から人権問題を学習することは、様々な具体的な事実を知り、考えることができます。また、多様な人権課題の学習で、独自の問題に気づいたり、共通する点を考えたりすることができます。

しかし、どんな人権問題であっても、学習を進める上で大切にしたいことは、被差別の側の視点でその問題をとらえるという基本理念です。そのことから、日常生活の中にある様々な人権問題の解決をめざして主体的にかかわろうとする実践的態度を子どもたちに培うことを追求したいと考えます。また、学習を進めるにあたっては、その問題に深くかかわっている人との出会いなどを通し、自分のくらしと重ねることが大切です。自分をみつめる学習を就学前から、系統的に積み重ねなければ、自らのアイデンティティの確立につながっていくと考えます。

### Ⅲ. 普遍的な視点からのアプローチ ～双方向からの取組を～

個別的な視点からのアプローチに加え、「人権に関する国内外の宣言・規約」や「人権の歴史」「権利と責任」「命の尊厳」や「死」、さらに「寛容」や「多様性」といった普遍的な視点からのアプローチによる学習も必要です。その中でも、「子どもの権利条約」は幅広い国際的支持を受けている人権条約の一つです。日本でも1994年に批准され、憲法に次ぐ位置づけが認められています。この条約によって、子どもたちの権利が周知され始め、教育現場でもその学習が進んできました。しかし、現在の日本社会は、条約の内容や理念が十分に踏まえられている社会だとは言えません。子どもたちが自分たちの権利を自覚し、自分たちで権利行使していくよう、さらに学習を進めていく必要があります。

学級集団の中で、安心できる関係性がつくられているか、一人一人の「その子らしさ」が認められているかなど、日常のあらゆる教育活動の場で人権が保障されている環境であるかを検証していくことが大切です。一人一人が人権の主体者であることを自覚し、自分にとって大切にしたい人権とは何かを考え、互いの人権を尊重する技能や態度を身につける学習活動を展開していきましょう。

## [4] 人権教育をあらゆる教育活動の中で

### I. くらしと結びつけて

人権教育は、思いやりの教育や人権一般の知識理解にとどまるものではなく、差別事象や人権侵害に直面したとき、主体的に判断、行動できる力を培うものです。

子どもたちは様々な人権問題について学ぶことで、「差別はいけない」「人をいじめてはいけない」という思いをもったり、差別に負けずに生き抜く人の強さや、その問題の解決に立ち向かう気持ちに尊敬の念をもったりします。そうした思いを「差別をなくしていくための行動」にまで結びつけるには、子どもたちのくらしの中にある課題と学習内容を重ね、自分とのつながりを明らかにすることが必要です。

人権問題を「自分のこと」として受けとめ、「知識」が「行動」につながるような取組とするため、次のような点を大切にして学習を進めましょう。

- 人権にかかわる地域教材に取り組む
- 教材とする人権問題と自分たちの生活との共通点を意識する
- 保護者や地域の人など身近な人たちが人権問題と向き合う姿にあう
- 人権問題が自分の生活にどう関係しているか、また自分の行為がそのこと にどうつながっているかを考える

### II. すべての教科・領域を 通して

同和教育、人権教育は、多くの教科・領域の中で展開されてきました。例えば、社会科での地域学習や産業学習、歴史や公民で「部落問題」や「権利」について学んだり、国語科の文学教材を通して平和について考えたりする学習が挙げられます。近年では、理科や家庭科、保健体育で環境問題や「いのち」の学習、HIV感染者への差別の問題やハンセン病の問題について考えるなど、内容に広がりがみられます。また、「総合的な学習の時間」では、職場体験やボランティア活動、福祉作業所や高齢者との交流、ゲストティーチャーを招いての学習など、人権を基盤にした豊かな実践が展開されています。今後も各教科や「総合的な学習の時間」の中で、人権についての理解を深める学習をより確かに進めていきたいと考えます。2021年度、『すべての学校で部落問題学習を』が刊行されました。2022年度は、『小学校版 部落問題学習の推進に関する指導資料集』が刊行されました。この資料集には、部落差別の歴史・現状と教育課題、奈良県の同和教育・人権教育の歩み、部落問題学習を進めるにあたっての指導事例、資料が掲載されています。また2023年度は、『中学校高等学校版 部落問題学習の推進に関する指導資料集』が刊行されました。中高生が、人権に関して興味関心をもち、様々な教科・領域を通して、人権問題を探求する教材が配置されています。これらもガイドラインとして活用しながら、人権にかかわる概念や人権教育がめざすものを明確にし、私た

ちがそれらを十分に理解した上で、取組を展開していきましょう。

そうした学習が実効性をもつには、すべての教科・領域において一人一人の人権が守られ、安心した雰囲気や環境の中で教育が行われることが前提であることを忘れてはなりません。

### III. 「特別の教科 道徳」 を通して

それぞれの教育現場では、「特別の教科 道徳」(以下「道徳科」)の年間計画の立案・教材研究・授業・評価などが取り組まれています。

道徳教育は、まず1958年の学習指導要領改訂で「道徳の時間」として新設されました。その当時は、戦後同和教育の黎明期から確立期に差しかかった時期であり、戦前の「修身」の復活ではないかなど、道徳教育の在り方をめぐって論議がなされました。そして、1960年の同和教育テキスト『なかま』発刊につながっていきます。一方、人権教育は道徳の時間を活用するなど、すべての教育活動と関連づけて取り組んできました。道徳科との関連を明らかにして取り組むことが求められます。

県教委は、「人権教育の推進についての基本方針」で「倫理観や道徳性を培う」と述べ、優しさ、公平さ、正義感、責任感、寛容性などを身につけることを求めています。また、「人権教育の指導方法等の在り方について【第三次とりまとめ】」(文部科学省)で、人権教育を通じて育てたい資質・能力の三側面である「知識的側面」「価値的・態度的側面」「技能的側面」の中で示されている項目と、道徳科で示されている内容や指導の観点に重なりをもつ項目があります。そして、道徳科の学習指導要領解説には、「道徳教育の特性に鑑みれば、各地域に根ざした地域教材など、多様な教材を併せて活用することが重要となる」または、「問題解決的な学習など多様な方法を取り入れた指導」が示されています。

こうしたことから、道徳科では、教科用図書を主たる教材として使用しつつも、教科書教材を単に教師用指導書に沿って授業を進めるのではなく、『なかま』や『なかまとともに』、各地域に根ざした地域教材など多様な教材を併せて活用することが大切です。また、道徳科は1単位時間1項目の授業を例としながらも、複数の時間を活用しての学習展開や多様な学習法も求められています。

さらに、【第三次とりまとめ】で、「人権教育については、各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間や、教科外活動等のそれぞれの特質を踏まえつつ、教育活動全体を通じてこれを推進することが大切である」と述べられているように、すべての教育活動を包摂する人権教育の全体計画の作成とその実施が求められます。

### IV. 人権教育テキストを 活用して

同和教育テキスト『なかま』は、部落問題を正しく認識し、差別により分断された子どもたちをつなぎ、その集団の中で子どもたちの成長を図ることをねらいとして発刊されました。

私たちは『なかま』が発刊されたねらいをもう一度みつめ直し、子どもたちが自分たちの身の回りにある問題と『なかま』教材とを重ね合わせ、その問題の解決に向けて主体的に考え方行動できる力を育てるような授業展開を考えなければなりません。そのためにも、教職員自身が子どもたちの中にある問題をつかんだ上で、子どもたちとともに『なかま』を読み合うことが求められます。

今後も、『なかま』や県教委発行の『なかまとともに』を有効に活用して、より豊かな人権教育を創造しましょう。

## 実践課題 2 子どもたちの豊かな未来を保障する教育活動を進めよう

### [1] すべての子どもたちの学力保障を進めよう

#### I. 今こそ子どもたちの 学びを保障しよう

「今日も机にあの子がいない」と奈良教発足当時の先達は、部落の子どもたちに集中していた「長欠・不就学」の状況に対して、「親の無理解」「子どもの怠惰」で済まそうとしていた多くの同僚を越えて、部落へ足を運び、家庭訪問を通じて親のくらし・子どものくらしにでかい寄り添ってきました。そこにあったものは、学校に行きたくても行くことができない差別の現実でした。それから多くの実践

を通して、登校を阻害しているものが何であるかを子どもの暮らし全体の中で捉え、その解決のために様々な努力をしてこられました。それはまさに「日本国憲法」で謳われた「教育の機会均等」の理念を具現化する取組でした。前に述べたように、私たちの先達は同和教育実践の中で家庭訪問を繰り返し、貧困など様々な厳しい生活の現実に向き合って取組を進めてきました。このことは、今日の格差社会の中で子どもたちの学びを保障する実践の指標になります。今まさに、網の目からこぼれおちようとする子どもたちをなんとかしたいと、「靴減らしの同和教育」で実践してこられた先達に学ぶ取組が求められています。

奈人教白書運動部会では、人推教員配置校において中学校進路実態調査を長年実施しています。2022年度末中学校卒業時の調査では、とりわけ家庭の経済的に厳しい状況に置かれている子どもたちの進路において、全日制高校への進学が全体との比較で、約8.9ポイントの差が見されました。また、定時制・通信制の高校へ行く割合は、全体4.9%に対して準要保護家庭では10.8%、私立高校へ行く割合は、全体19.3%に対して15.0%であることも確認されました。格差社会が進行する中、進路・学力保障において、経済的な厳しさや、生活の厳しさが大きく子どもたちにのしかかっています。各所属での学びや生活を支える取組はもちろん、学校・園・所の連携や地域との連携を進め、子どもたちに将来が展望できる学びを保障する取組がより一層求められています。

「教育基本法」には「国及び地方公共団体は、経済的理由により就学が困難な者に対し奨学の措置を講じなければならない」とあり、それを受けた就学援助制度が設けられてきました。

昨年10月、県は、2024年度以降の高校授業料等の実質的な無償化をスタートすると発表しました。これまで高校授業料には国の支援制度があり、公立の授業料は年収910万円未満の世帯で実質無償になっていて、これに多くの都道府県が私立を念頭において、独自の補助金を上乗せしていました。ただ、それぞれ内容が異なり、奈良県ではこれまで、年収380万円未満の世帯に限られた制度で、他府県と比べると、家庭の負担が大きくなりがちでした。

今回の制度改定では、年収910万円未満の世帯に対して一律、生徒1人あたり年63万円を上限に公費でカバーするよう拡大しました。県内私立高17校のうち、年間授業料が63万円を下回る11校(2023年度時点)の生徒は、実質「全額無償」になります。さらに、公立を含む910万円以上の世帯でも、23歳未満の子どもを3人以上扶養していれば支援を受けられることになります。

しかし、教科書教材等、授業料以外の負担もあります。それを軽減するため、非課税世帯では高校生等奨学給付金が設定されています。これまで同和教育と部落解放運動の中で生み出された奨学金制度は、現在、返済が必要な貸与ですが「奈良県高等学校等奨学金」(「修学支援奨学金」と「育成奨学金」)として制度化されています。この制度が子どもたちの学ぶ権利を保障するために位置づいてきたことは大きな意義があります。しかし、「育成奨学金」は受けるために評定平均値が3.0以上の成績がないといけなかったり、卒業後返済という多額の借金を背負う形になったり、奨学金の入金が入学後であるため入学準備や入学のための費用が出せなかったり、という学力や家庭の経済力に課題を有する子にとって、必ずしも万全な制度にはなっていないところがあります。今後さらに、利用のための煩雑な手続きの緩和や所得制限の緩和等の取組が必要です。経済的な理由で、就学が困難になったり、進学をあきらめたり、退学したりといった事態は何としても防がなければなりません。家庭や地域との連携を深め、子どもの暮らしをあらゆる面から捉え、課題を整理し、その子の学びを保障する取組を進めていきましょう。

文部科学省の「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」によると小中学校の不登校児童生徒数は約29.9万人で、在籍児童生徒の3.2%を占めるその数は過去最多となりました。長期化する感染拡大

禍による生活環境の変化から、生活リズムが乱れやすい状況が続いたことや、学校生活における様々な制限の中での交友関係を築くことの難しさなどから、登校への意欲が湧きにくい状況であったことも背景として考えられます。しかし、2016年の「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保に関する法律(教育機会確保法)」制定以降は保護者や教職員の学校に対する意識が変化してきたこともその一因といえます。私たちの多くは学校に行かないことを「不登校児童・生徒」の問題と認識しています。しかし、実際は子どもの権利を保障する場である学校になぜ行けなくなるのか、つまり今の学校の在り方や学校での学びの在り方自体が問われているのではないかでしょうか。なぜ子どもたちは学校に行かなくなるのか、その理由や原因を子どもの側に求めていることがその問題なのではないでしょうか。子どもの学習の機会の保障と教育内容の充実について議論を深め、子どもたちが生き生きと学んでいくための授業のあり方や授業内容を工夫した取組を進めましょう。

## II. 未来を切り拓く

### 「学力」を保障しよう

「生きる力」とは、くらしを高め未来を切り拓く力です。とりわけ、厳しい生活環境におかれ、そうした力が育まれていない子にこそ、「生きる力」を育む取組が求められます。学ぶ意欲は自尊感情の醸成と共に培われます。なかまに認められ、共に学び合う取組など、実態に即した手立てが必要です。

奈人教研究・推進委員会「進路・学力保障部会」では、2012年に子どもたちに身につけさせたい「学力」を以下のように整理しました。

- ・高校進学を一つの目安とし、人生を切り拓き、自己実現を図ることができる基礎・基本の学力
- ・自分の「しんどさ」を伝え、なかまの「しんどさ」を理解できる言語・コミュニケーション力
- ・誤りに気づき、正しいことを見抜くための判断力

これらのことは今後も大切にしつつ、これから時代を見据えた検討も必要です。まず、子どもや保護者のくらしを通して子どもたちの「学力」を奪っているものは何かを明らかにするとともに、学習習慣の定着や学習規律・環境の確立、細やかな支援など学力を保障する取組を進めましょう。とりわけ、新型コロナウイルス感染拡大により浮き彫りになった「ICT環境格差」は重要な課題です。文部科学省は、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化され、創造性を育む学校教育の実現をめざす「GIGAスクール構想」を推進しています。その中で、全学年の児童生徒一人一人がPC端末を持ち、家庭においても十分に活用できる環境が整っているのか、私たちは目を向けなければなりません。

また、一貫性のある保・幼・こ・小・中・高の連携を進めましょう。学びにつながる生活体験を幼児期に十分経験していない子どもたちがいます。そのことが、学校での学習が「わからない」ことに深く関連し、子どもたちが学習に向き合えない状況を生み出したり、学校から遠ざけてしまったりしています。つまずきの根っこがどこにあるのかを丁寧につかみ、就学前から小・中・高までの連携をつくりだしていくことが必要です。そのためには、私たち自身が、研修し合う・論議し合う時間を創意工夫しつくり出していくことが大切です。その労苦を惜しまず、組織づくりを含め、子どもを中心に据えた取組を進めましょう。

そして、厚生労働省によって行われた「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」によると、1学級につき1~2人ほどのヤングケアラーが存在する可能性があります。「授業中に寝てしまう」「宿題ができていないことが多い」と回答する子どもも多く、その数はヤングケアラーではない子どもの2倍前後です。本人にヤングケアラーという自覚がない子もいて、子どもらしい生活が送れず、誰にも相談できずに日々ひとりで耐えている状況もうかがえます。学校をはじめとしてあ

らゆる社会的な場面で子どもが相談できるような存在が求められます。実態から見える学力保障の課題を明らかにし、子どもに寄り添った取組を進めましょう。

## [2] 未来を展望する力を育み、すべての子どもの進路保障を図ろう

子どもたちが将来、自分はどんな人生を送るのかを具体的にイメージし、その実現に向かって主体的に行動する力をつけるためには、モデルとなるものが必要です。様々な生き方・生活スタイルを学ぶことを通して自分の可能性を広げ、自己実現を図っていくことができる教育内容を創造していくことが求められています。その中で、人が真剣に生きる姿を通して、仕事のやりがいや楽しさを感じ、人との関わりから自分が認められていることを実感することで、自己肯定感を育てることを追求したいと考えます。これまでも、家族の仕事について調べたり、地域の産業を見学したりする中で、差別をなくすための取組などについても聞き取り、子どもたち自身の生き方へとつなぐ実践がされてきました。そうした学びは、子どものくらしの現実から出発し、家族の仕事に誇りをもち、自立していく意欲を育てるための具体的な取組でした。地域や社会における人との関わりの中で、自分の生き方をみつめ、具体的な未来の自分を展望できる力を育みましょう。

将来への展望を拓く取組を進めることはもちろんですが、昨今、進路保障における課題も新たに生じています。就職差別に対して同和教育等の取組からつくられた近畿統一応募用紙が使われていますが、その趣旨を大切に守る取組が薄れていないでしょうか。そのような中で、企業による面接での近畿統一応募用紙趣旨違反質問が、奈良県高等学校人権教育研究会のまとめでここ何年も続いていることが明らかになっています。厚生労働省から出されている「令和4年度版 公正な採用選考をめざして」の冊子には、就職と教育の機会均等を完全に保障することが同和問題などの人権問題の中心的課題であるとの認識に立って、応募者の基本的人権を尊重した公正な採用選考が実施されるよう書かれています。学校現場の世代交代が進む中で、教職員自身が「統一応募用紙」の歴史的経過や果たしてきた役割について学び、子どもたちの進路を保障していく自覚が求められます。

また厚生労働省は、業務に支障がなくても採用を制限する事例があることから、2001年に雇用時健診の色覚検査を原則廃止し、就職に際して根拠のない制限をしないよう通達を出しています。学校における色覚検査については、「色覚検査において異常と判別される者であっても、大半は支障なく学校生活を送ることが可能である」等の理由から、2002年に定期健康診断の必須項目から削除されました。今後も進路保障の取組として、採用選考時の色覚検査を含む健康診断を許さない取組を進めていかなければなりません。また「色覚多様性」に関する学習を深め、授業をつくっていくことも課題となっています。学校教育の中で、すべての色覚特性に対応するユニバーサルデザインを実現する取組を進めていかなければなりません。私たちは、実践や研修を通して各所属での合理的配慮や課題の解決に努め、子どもたちの進路を保障していきましょう。

## [3] 「違い」を「豊かさ」ととらえ、 ありのままに受け容れられるなかまづくりを進めよう

3年にも及ぶ新型ウイルス感染症の拡大により、教育現場においても様々な変更が求められました。なかまづくりの取組においては、子どもたちが地域と出会うことや対話をすることを初めとして、あらゆることに制限を余儀なくされた中で、これまでにない様式による集団的活動を模索してきました。昨年5月に感染症が5類へと移行したことで、これまで行ってきた活動を取り戻すための取組はもちろん、感染拡大禍によって子どもたちがつながりにくくなった状況についてもこれから打ち破っていくための実践が求められています。お互いの表情が見えづらく、距離を保っての関わりの中で、誰にも言えない「いたみ」や「しんどさ」を背負って学校へとやってくる、あるいは学

校へ向かうことができなくなった子どもたちがいます。

なかもづくりとは、そんな「いたみ」や「しんどさ」を抱えた子どもたちを集団の中心に据えて、子ども同士の関わりや支えの中で、子どものくらしを守っていくこうとする取組です。また、一人の「いたみ」「しんどさ」をみんなが共有・共感し、その子はもちろん、周りの子どもたちも変革していくという取組です。そこでは、「この人なら聞いてくれる」「このクラスでなら言える」という関係づくりが不可欠です。そのためには、私たちが子ども一人一人のくらしや思いを十分につかんでいなければなりません。

まず、私たち自身が子どものありのままを受け止め、その事実から取組を始めること、日々の学習の中で、なかもの言葉を大切に聴き合うこと、班ノートや個人ノートのつぶやきを学級通信などで共有化すること、くらしをつづる取組を進めることなどから、子どもたちが想いや願いを表出し、互いに自分のことと受けとめ、なかもとしてつながり合っていく関係づくりを大切にしましょう。そして、共に学べる学校・園・所づくりに努め、登校しづらい子、「障害」がある子、外国にルーツをもつ子など、多様なくらしをしている子らがありのままの姿で地域の子どもたちと安心して生き生きと学べる状況を保障することが大切です。そのためにも「違い」を認め合える集団づくりを進めるとともに、そのための制度・施策を見直し、充実発展させることが大切です。

1994年6月にユネスコで採択されたサラマンカ宣言(サラマンカ声明)では、「インクルージョン(包括的な教育)」「万人のための学校」の必要性を表明しています。そこには、個人差もしくは個別の困難さがあろうと、すべての子どもたちを含むことを可能にするよう教育システムを改善すること、通常の学校内にすべての子どもたちを受け容れること等が謳われています。すなわち、人種、肌の色、性別、母語、宗教、政治的信条、国籍、民族、社会的出自、「障害」の有無、家柄、貧困、他の境遇などを理由に、排除や差別してはならないこと、すべての子どもは学ぶことができ、そして教育の恩恵を享受することができること、子どもが学校に適応するのではなく、学校が子どもの必要に応じること等が原則として大切にされなければならないのです。国内でも「障害者差別解消法」が2016年に施行されました。それぞれの所属でも、子どもにとって本当に必要な「合理的配慮」とは何かを議論してきたところではないでしょうか。その子に応じた必要な支援や配慮ができるように、子どもの「困り感」に寄り添いながら、その子の可能性を阻害しない関わり方をしていくことが大切です。

奈人教では30年以上前から「障害」がある子どもを別の教室で別の学習をさせるのではなく、学級のなかまと共に学び共に育つ「原学級保障」の実践を大切にしてきました。そして、「障害」がある子どもたちが地域の中で周りとつながりあって生きていくことができるよう、「障害」に基づいて子どもを分離・排除しないインクルーシブ教育への転換を推し進め、「共に生き共に学び、共に育つ」教育を実現させる研究・実践活動を積み上げてきました。2022年9月の国連障害者権利委員会総括所見においては、日本における国内法や障害者関連の施策について、障害者権利条約の「人権モデル」と調和していないことから、障害者制度の基本的枠組みについて懸念を示す勧告を行いました。これを受けて私たちは、サラマンカ宣言の精神を生かし、「障害」のある人が効果的に参加しうる人権モデルに基づいた社会をめざして、一人も排除されないインクルーシブな学校・地域社会の実現に向けた実践を築いていきましょう。

#### [4] 子どもたちの自主活動を支える取組を進めよう！

これまで先達が取り組んできた反差別の「なかもづくり」「集団づくり」をめざす自主活動は、様々な課題をもつ子を集団の中心に据えた取組として進められてきました。そこには、子どもの立ち上がりとともに、周りの子どもたちの共感と連

帶がありました。子どもたちは、人権感覚を磨き人権意識を高め、学級や学校・地域の中で反差別・人権尊重の文化を創り上げてきました。また、教職員もそのような取組の中で差別の現実に深く学び、そこにある人権課題を自分事としてとらえ、反差別の立場に立っていました。現在でも、どの子も参加できる人権フォーラムを組織し、文化活動を継承、創造している地域もあります。また、修学旅行等で学んだことをもとにして平和についての発信に取り組んだり、人権集会や文化祭で「反差別」の取組を発表したりする活動が脈々と続けられています。

しかし、自主活動の大きな牽引役であった同和教育における補充学級は2002年の法切れとともに運営されなくなり、自主活動の視点での組織化や取組が少なくなっている現状があります。新学習指導要領では新たに「前文」が設けられ、自分自身の豊かな人生だけなく、多様な他者と力を合わせて「持続可能な社会の創り手となる」よう求められています。現在多くの学校で取り組まれているSDGsについての学習は自主活動の重要な課題の一つと言えます。なかまと共に課題を明らかにし、その解決策を導き出していく過程に自身の生活を重ね、共に育つながり集団をつくる自主活動を構築していきましょう。そのためにも子どもたちが、自分はどうありたいのか、周りのことや社会をどのように変えていきたいのかを考え、自らの活動を進める力を育てるために、様々な工夫をこらし「自主的な活動」に取り組めるようにしていくことが大切です。

教職員・保育者自らが反差別の立場に立ちきれているか常に問い直しながら、あらゆる人権課題の学びを自主活動・なかまづくりにつなげ、子どもたちの主体性を尊重し、意欲的に活動できるような条件整備を地域と共に進めていきましょう。

### ●実践課題3 人権教育を推進する教育集団を確立しよう

#### [1] 人権を基盤に据えた学校・園・所づくりを

##### I. 人権教育を推進する

###### 組織・体制を整えよう

人権教育は、一部の教職員・保育者が取り組むものではなく、一人一人の力量を生かしながら組織的に取組を展開することでより大きな成果が得られるものです。それぞれの学校・園・所において、人権教育を推進するための機関(人権教育推進委員会など)を設置し、人権教育をコーディネートする人を位置づけ、その機関を中心として組織的に取り組む体制づくりを進めていきましょう。

そのためには、日頃から学年や学級の課題や悩みなどを率直に出し合い話し合える場をつくり、共に取組を進めていくことが必要です。できればそのやりとりは、「会話」のみならず、「対話」になることも大切です。これらの日常の積み重ねにより、自らの人権感覚を磨き続けるとともに、それぞれの現場の隅々にまで人権意識を根づかせ、「一人も独りにしない」「一人も排除しない」「一人も差別しない」学校・園・所づくりに取り組んでいきましょう。

##### II. 人権教育の推進計画を

###### みんなのものにしよう

人権教育を推進するには、組織体制を整えるとともにすべての教職員・保育者の共通理解による推進計画を立てることが重要です。そのためには、まずそれぞれの学校・園・所における課題を明確にすることが求められます。「子どもたちや保護者・地域の人たちの思いや願いは何か」「それを阻むものは何か」「それを克服するためにはどういった取組が必要か」といったことを子どもの実態を出し合う中で整理しましょう。教職員・保育者が一体となって「徹底した子ども理解に努める」ことで様々な課題がみえてきます。そこから、取組の見直しを進め具体的な目標を設定し、実効性のある推進計画を立て、実践につなげていきましょう。

また、すべての教科・領域において人権を大切にする視点をもち、日常の教科学習はいうまでもなく、『なかま』や『なかまとともに』などの教材や地域教材・自主教材を組み入れて、系統立てた学校独自の推進計画を立てましょう。

### III. 自らの人権意識を高めるとともに世代間の受け継ぎに取り組もう

子どもと学習や活動を行う時、問われるのは私たち自身の人権感覚・意識です。その感覚・意識をもって、自らの日常の言葉かけや子どもへの接し方を振り返ってみましょう。

奈良県内では、同和教育を支えてきた世代の教職員・保育者が退職し、大量退職・大量採用の時代を経て、職員室の風景はこれまでと大きく変わりました。その中で、いかに人権教育を「継承」し、新たに「創造」していくかが大きな課題となっています。一人一人の人権問題や差別の現実への向き合い方や人権感覚について厳しいとらえ直しをしていかなければなりません。また、同和教育が培い積み重ねてきた成果や教訓を継承し、人権教育がきわめて普遍性をもつ取組であることを共有していくことが求められています。

奈人教白書運動部会の「人権教育についての意識調査」では、「人権教育の取組が不十分である」と判断している割合が、年代が下がるにつれて多くなっています。また、人権教育の推進に関する問い合わせでは、約半数の人が不安や戸惑いを感じていることが分かりました。若い世代で、人権に関する知識の不足を感じており、さらなる研修の充実が必要になってきています。

奈人教は、新会員研修会を開催するとともに、次代を担う教職員・保育者を対象とした人権教育セミナー「つながり」で継続的な研修を行っています。各現場や都市の人の教組織などにおいても、取組の継承はもちろんのこと、時代や子どもたちの実態に応じて創造していく研修をさらに深めていきましょう。

人権教育を進めるにあたっては、学校・園・所が子どもたちにとって安心して過ごせ、人のあたたかさが感じられる場になっていることが大切です。人権を尊重する気持ちや態度は、自分がまわりから大事にされていると実感する中で育つものです。日常の学校・園・所での生活を振り返った時、子どもたちの関係の中で特定の子どもの考え方や行動が一方的に否定されたり、軽視されたりしていることはないでしょうか。また、私たちの「思い」が、時として子どもたちへの一方的な押しつけとなってはいないでしょうか。そのように教職員・保育者が価値観を教え込んでしまうことから脱却する手法の一つとして、「学び合い」を取り入れた学習が進められています。

日頃から様々な場面で子どもたちの思いを感じ取り、人権が尊重された教育・保育環境を整えましょう。また、施設・設備が人権の視点で整えられ、子どもたちを大切にした環境となっているか、ハード面についての振り返りも大切です。同時に、学校・園・所が、保護者・地域の思いや願いを受け止め、互いに意見を述べ合えることのできる場所になっているかということも点検しながら取組を進めましょう。

### IV. 人権が尊重された教育・保育環境を整えよう

## [2] 人権教育・保育を推進するための連携を深め、地域に人権文化を確立しよう

### I. 校種間における連携を深めよう

人権教育を推進するには、学校・園・所の校種間における連携が大切であることはいうまでもありません。子どもたちの育ちは連続しており、それぞれの校種において完結するものではないからです。奈良県内においても、小学校から中学校まで一貫した教育が重視され、小中一貫校や義務教育学校が増えています。互いの子ども観や教育・保育観に加え、教育内容やカリキュラム、進路・学力保障について論議を積み重ねることによって、校種間の連携を深めることが肝要です。情報交換や課題解決を図るだけではなく、互いに授業を公開したり共に授業を創りあげたりしていくことを通して、さらに連携が深まっていきます。

乳幼児教育・保育をめぐっては、「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」「幼稚園教育要領」の改訂、待機児童の解消、幼児教育の無償化など、教育・保育制度の大きな転換期をむかえています。そのような中でも、私たちがこれまで大切にしてきたもの・これからも大切にしていきたいものに、何ら変わりはありません。保育者や保護者、また、地域で就学前の子どもに関わるすべての人が、共通の意識をもって子どもを育んでいくための視点や環境づくりに関する

るガイドラインである「奈良っ子はぐくみ基本方針」が2022年3月に策定されました。その中ではすべての子どもに「健やかに守られ、はぐくまれる権利」を保障する観点に立って、多様な子ども一人一人の可能性を最大限に拓げることができるよう就学前教育の目標や「重点テーマ」が改めて整理されました。人権教育・人権保育を基盤に据え、校種間のつながりを密にしながら、「子どもの現実に学ぶ」ことを原則とし、一人一人の子どもを大切する教育・保育を進めていきましょう。

## II. 家庭との連携を大切に

子どもたちをより深く理解するために、家庭との連携は不可欠です。私たちは普段から、通信や連絡帳などを通じて子どもたちの姿を伝えることはもとより、家庭訪問や面談・懇談を通して保護者との信頼関係を深めることを大切にしてきました。

昨今、貧困や孤立の中で自らの生活や子育てに悩む保護者の姿が見受けられます。そうした不安が、学校への過度な要求や、最悪の場合子どもへの虐待といった形で表れている場合もあります。そのような背景を抱える子どもたちが、自身の生活をみつめ、自らがであろう課題に対して立ち止まって考える力を持つことが必要です。そのために私たちは、保護者の言動の裏側にある生活の現状や「思い」を感じ取り、受け止める力が求められています。それが保護者や子どもたちの支えとなる取組の第一歩となるのではないでしょうか。共に子どもを育むという視点を常にもち、家庭との連携を深めていきましょう。

## III. 地域の連携を深め、 地域社会で子どもを 育てよう

「いじめ」「不登校」「高校中退」「児童虐待」「学級崩壊」などの深刻な課題の解決には、学校だけで問題を抱え込むのではなく、地域や関係機関とも連携を密にして取り組むことが重要です。

地域の人たちとのつながりを深めるために、県教委が進める「学校・地域パートナーシップ事業」なども活用し、学校運営への参画をはじめ地域住民の方々の支援を受けた学習活動の展開、学校行事への参加、呼びかけなどを通じて、「チーム学校」として開かれた学校づくりを進めていきましょう。そうして築いたつながりや関係の中で、一人一人の子どもが抱える課題について共に考え、その解決に向けた取組を進めたいと考えます。

また、総合的な学習の時間などで、地域で働く人や地域の歴史などに焦点を当てて学ぶことから、自分の住んでいる地域を大切にし、誇りに思う気持ちが培われていきます。その学習過程で地域の方々にゲストティーチャーとして来てもらうことで、学校と地域のつながりができていきます。

地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支える関係を築き、子どもの成長や学びにかかる地域のネットワークを強く確かなものにし、地域に人権文化を確立する取組を創り出していきましょう。